

一般社団法人下関観光コンベンション協会 MICE 開催助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下関市で開催されるMICE主催者に対し、必要な資金の助成を行うことによりMICEの誘致を推進し、地域経済の活性化を図るとともに国際会議観光都市として、人的交流の増加と国際化の向上を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「MICE」とは、Meeting(企業等の会議など)、Incentive(企業等の報奨・研修旅行など)、Convention(団体・学会・協会の総会・学術会議など)、Event/Exhibition(文化・スポーツイベント、展示会・見本市など)等の催しをいう。

2 定着型催しとは、下関市において、定期的に行われる催しをいう。

(助成対象事業)

第3条 MICE開催助成金(以下「助成金」という。)の交付対象となるMICEは、下関市で開催されるもので、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 参加対象者が、中国地方以上の規模であるもの。

(2) 下関市内の宿泊施設における宿泊者が、延べ51人以上であること。

但し、スポーツ大会の開催助成金は延べ101人以上から適用とする。

(3) 催しの内容が、次のいずれかに該当するもの。

① 産業、学術、芸術、文化及びスポーツの振興に寄与するもの。

② 市民生活又は社会福祉の向上に寄与するもの。

③ 下関市の国際性を高め、国際会議観光都市のイメージの向上に寄与するもの。

④ 下関の経済に大きな波及効果を及ぼすと考えられるもの。

2 その他、下関観光コンベンション協会が特に認めるものは、この限りではない。

(除外規定)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成対象としない。

(1) 国又は県が主催又は共催を行い、主たる経費を支出するMICE等。

(2) 下関市が主催又は共催を行い、経費を支出するMICE等。ただし、名義のみの主催・共催はこの限りでない。

(3) 下関市より補助金等の交付を受けるMICE等。

(4) 定着型催し。ただし、特に認める場合は、5年に1回は助成対象とすることができる。

(5) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの。

(6) 公の秩序、又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。

(7) その他、下関観光コンベンション協会が適当でないと認めた場合。

(助成金の範囲)

第5条 前条に規定する助成金は、予算の範囲内において交付するものとし、その額は別表1に定めるとおりとする。

2 下関観光コンベンション協会が特に認めるときは、前項による額を超えて助成することができる。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、開催予定日の1ヶ月前までに、次に掲げる書類を提出する。

- (1) 助成金交付申請書(第1号様式)
- (2) 収支見積書(第2号様式)
- (3) 開催要綱及び事業計画書

(助成金の交付決定)

第7条 下関観光コンベンション協会は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときには「助成金交付決定通知書」(第3号様式)により申請者に通知するものとする。この場合、下関観光コンベンション協会は、交付のために必要な条件を附することができる。

(事業内容等の変更申請)

第8条 申請者は、前条に規定する書類に記載した事項について変更しようとする場合、あらかじめ「事業内容等変更(中止)承認申請書」(第4号様式)を下関観光コンベンション協会に提出し、承認を得なければならない。ただし、経費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りではない。

2 下関観光コンベンション協会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、「事業内容等変更(中止)承認書」(第5号様式)により、通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、助成事業を完了したときは、速やかに次に掲げる書類を下関観光コンベンション協会に提出するものとする。

- (1) 完了報告書(第6号様式)
- (2) 収支決算書(第7号様式)
- (3) 大会参加者宿泊延べ人数証明書(第8号様式)
- (4) 事業内容報告書

(助成額の確定)

第10条 下関観光コンベンション協会は、助成事業実績報告書の提出があった場合においては、当該報告書を審査し、必要に応じて調査を行い、報告に係わる成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付する助成金の額を確定し、「助成金交付確定通知書」(第9号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第11条 申請者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、「助成金交付請求書」(第10号様式)を下関観光コンベンション協会に提出しなければならない。

2 下関観光コンベンション協会は、請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の流用の禁止)

第12条 交付決定申請者は、この要綱の規定により、交付される助成金を助成の対象となる経費以外の経費に使用してはならない。

(助成金の返還)

第13条 下関観光コンベンション協会は、次の各号に該当すると認められるときは、助成金の決定を取り消し又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付要綱に違反したとき。
- (2) 申請事項又は報告事項に虚偽の記載があったとき。
- (3) 第8条の条件に違反したとき。

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に下関観光コンベンション協会が定める。

附則 この要綱は、平成9年5月1日から施行する。
この要綱は、平成25年2月1日から施行する。
この要綱は、平成30年2月1日から施行する。
この要綱は、平成31年2月1日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表1)

助成額の範囲

下関市内における 延べ宿泊人員	助 成 額
51人以上 100人以下	30,000円
101人以上 200人以下	50,000円
201人以上 300人以下	100,000円
301人以上 500人以下	200,000円
501人以上 1,000人以下	300,000円
1,001人以上 1,500人以下	400,000円
1,501人以上	500,000円

※但し、スポーツ大会の開催助成金は、延べ101人以上から適用とする。